

# 放課後児童クラブ利用料減免について

菟田町生涯学習課

菟田町では、低所得世帯等の経済的負担を軽減するために、利用料の減免を行っています。以下のとおり運用しますので、該当する場合は放課後児童クラブ入所申請書に記入のうえ、放課後児童クラブ利用料減免申請書と根拠となる書類を提出してください。なお、下記以外の減免(きょうだい減免等)はありません。

## 【減免の対象】

- ①生活保護世帯
- ②住民税非課税世帯(同居世帯全員)
- ③福岡県ひとり親家庭等医療受給世帯

## 【減免額】

利用料の2分の1

## 【添付書類及び更新時期】

| 区 分                | 添付書類(申請時)        | 減 免 期 間                                   | 更新時期・添付書類                |
|--------------------|------------------|---|--------------------------|
| ① 生活保護世帯           | 生活保護受給証明書        | 生活保護受給期間                                  | 変更があったとき<br>生活保護受給証明書    |
| ② 住民税非課税世帯         | 世帯全員の課税証明書       | 4月～6月<br>⇒前年度市町村民税<br>7月～3月<br>⇒当該年度市町村民税 | 6月中<br>当該年度の課税証明書        |
| ③ 福岡県ひとり親家庭等医療受給世帯 | 福岡県ひとり親家庭等医療証(写) | 4月～9月、10月～3月                              | 9月中<br>10月以降の新医療証<br>(写) |

※ 下記の場合は、利用料の見直し対象となる為、菟田町役場(生涯学習課)または放課後児童クラブへ申し出て下さい。

- ・年度途中で生活保護世帯やひとり親家庭等医療受給世帯となった場合
- ・婚姻等で減免の対象世帯でなくなった場合

## (例)令和6年度の減免の判定について

### ② 住民税非課税世帯(同居世帯全員)

4月～6月 ⇒ 令和5年度所得課税証明書

7月～3月 ⇒ 令和6年度所得課税証明書

### ③ 福岡県ひとり親家庭等医療受給世帯

4月～9月 ⇒ 令和6年9月末までの医療証

10月～3月 ⇒ 令和6年10月から令和7年9月末までの医療証